

# 土地改良区体制強化事業実施要領

平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2430 号  
(最終改正 平成 31 年 3 年 29 日付け 30 農振第 3005 号)

地 方 農 政 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長  
北 海 道 知 事  
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長  
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 代 表 取 締 役 総 裁  
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長

殿

農林水産省農村振興局長

## 第 1 趣旨

土地改良区体制強化事業の実施については、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

## 第 2 施設・財務管理強化対策

都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が行う施設・財務管理強化対策は以下のとおりとする。

### 1 管理運営体制強化委員会の設置等

(1) 要綱第 3 の 1 の (1) により設置する管理運営体制強化委員会の構成は、おおむね次によるものとする。

ただし、要綱第 3 の 3 に掲げる事業を実施しない場合はウ及びオについて、要綱第 3 の 4 の (4) に掲げる事業を実施しない場合はカについて、除くことができるものとする。

なお、イの職員のうち 1 名は、原則として土地改良施設に関する専門的知識を有する者とする。

ア 国の職員	1 名
イ 都道府県の職員	2 名
ウ 市町村の職員	2 名
エ 地方連合会の役職員	2 名
オ 土地改良区の役職員	3 名
カ 株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。）の職員	1 名
キ 学識経験者その他必要な者	若干名

(2) 管理運営体制強化委員会は、要綱第 3 の 1 の (2) の検討を行うに当たっては、土地改良区が策定している体制強化に関する計画（以下「体制強化計画」という。）を考慮するものとする。

- 2 土地改良施設の診断・管理指導
- 3 土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策
- 4 財務管理強化に関する指導等

要綱第3の4の財務管理強化に関する指導等は、おおむね次により実施するものとし、実施に際しては地方農政局（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）、都道府県及び株式会社日本政策金融公庫の支援を得るなど、効果的な実施を図るものとする。

#### (1) 複式簿記会計に関する巡回指導

ア 地方連合会は、土地改良区等の複式簿記会計の導入に関する意向や地方連合会の指導体制等を考慮して、1の管理運営体制強化委員会において、土地改良区等に対する複式簿記会計指導計画を策定するものとする。

イ 地方連合会は、アの複式簿記会計指導計画に基づき、年に複数回、現地における指導を行うものとする。なお、当該指導内容については複式簿記会計巡回指導概要（別紙様式第5号）に記録するものとする。

ウ 複式簿記会計に関する巡回指導に要する経費については、1土地改良区又は1土地改良区連合当たり年間8万円を上限単価として助成するものとする。

#### (2) 財務管理強化相談業務

ア 地方連合会は、財務管理強化相談窓口を設置し、電話・電子メール等による土地改良区等からの相談に対応できる体制を整えるものとする。

なお、当該相談業務の実施に当たっては、必要に応じて、会計指導員と連携して対応するものとし、当該業務内容については財務管理強化相談処理概要（別紙様式第6号）に記録するものとする。

イ 地方連合会は、財務管理強化相談業務に係る情報を広報誌等に掲載するなど、広く周知に努めるものとする。

#### (3) 会計の専門家の配置

ア 要綱第3の4の(3)により地方連合会に配置する会計の専門家は、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人とする。

イ 会計の専門家の配置に要する経費については、1地方連合会当たり年間55万円を上限単価として助成するものとする。

#### (4) 非補助土地改良事業推進支援

ア 非補助土地改良事業推進計画の策定

(ア) 要綱第3の4の(4)のアの非補助土地改良事業推進計画の策定に当たっては、1の管理運営体制強化委員会により、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- a 非補助土地改良事業における資金需要の動向及び要因分析
- b 管内における非補助農業基盤整備資金の融資目標額
- c 融資目標を達成するために実施する推進指導活動の方針等

(イ) 地方連合会は、(ア)の検討結果を非補助土地改良事業推進計画書（別紙様式第7号）に取りまとめ、速やかに地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。））、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

(ウ) 地方農政局長は、管内地方連合会への指導方針を非補助土地改良事業推進指導概要書（別紙様式第8号）に取りまとめ、地方連合会から提出された別紙様式第7号の写しを添付の上、速やかに農村振興局長に提出するものとする。

イ 推進指導活動の実施

(ア) 現地における推進指導については、非補助土地改良事業との一体的な実施による事業効果の早期発現の観点から、原則として国営土地改良事業地区及び都道府

- 県営土地改良事業地区に所在する土地改良区の中から抽出の上、行うものとする。
- (イ) 地方連合会は、非補助土地改良事業に係る情報を広報誌等に掲載するなど、広く周知に努めるものとする。

### 第3 受益農地管理強化対策

### 第4 統合整備強化対策

### 第5 研修・人材育成

#### 1 公募団体が行う研修・人材育成

- (1) 統合整備推進研修
- (2) 施設管理研修
- (3) 財務管理強化研修

要綱第6の1の(3)の財務管理強化研修は、おおむね次により実施するものとする。

#### ア 複式簿記導入促進特別研修

土地改良区等における複式簿記導入の促進のため、土地改良区等の役職員等に対し、土地改良施設の資産評価の方法や財務諸表の分析に必要な知識等、複式簿記会計の導入に関する実務的知識を習得する特別研修を行うものとする。

#### イ 会計指導員育成研修

##### (ア) 会計指導員の業務・育成

次に掲げる業務を行う会計指導員を育成するため、土地改良区等の財務管理強化に関する専門的な研修(試験を含む。)を実施するとともに、当該研修及び試験を修了した者を会計指導員として認定するものとする。

a 第2の4の(1)の複式簿記会計に関する巡回指導

b 地方連合会との連携により実施する第2の4の(2)の財務管理強化相談業務

c 土地改良区等の指導監査

d その他、土地改良区等の事業運営の透明化やガバナンスの強化に関する啓発・指導

##### (イ) 認定要件

a 会計指導員として認定を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(a) (ウ)の会計指導員の育成のための研修(以下「育成研修」という。)を修了した者

(b) (エ)の会計指導員認定試験(以下「認定試験」という。)に合格した者

b aの認定期間は、認定日から3年を経過した年度末までとする。ただし、更新を妨げない。

c 認定の更新については、aの規定((b)を除く。)を準用する。

##### (ウ) 育成研修

a 公募団体は、毎年度1回以上、育成研修を実施する。

b (エ)のbの認定試験の区分に関する事項について、延べ12時間以上の研修を行う。

##### (エ) 認定試験

a 公募団体は、(ウ)の育成研修に併せて認定試験を実施する。

b 認定試験は次の区分により行う。

(a) 土地改良区の業務運営及び会計経理

土地改良区の概要、定款・規約等、土地改良区会計の仕組み、賦課金等の賦課徴収の仕組み等に関する事項

(b) 会計経理に係るガバナンス及びコンプライアンスの強化

土地改良区会計基準（平成31年2月14日付け30農振第2938号農林水産省農村振興局長通知）、土地改良区会計細則例（平成31年2月14日付け30農振第2939号農林水産省農村振興局長通知）及び土地改良区会計指導基準（平成23年4月1日付け22農振第2411号農林水産省農村振興局長通知）等に関する事項

(c) 会計指導・監査

土地改良区における複式簿記会計・指導監査の導入に関する事項

(オ) 会計指導員育成研修の実施

a 受講・受験資格

次に掲げる者は、育成研修を受講し、認定試験を受験する資格を有する。

(a) 土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）の事業に係る業務の経験期間が通算して10年以上の者又は連合会の事業に係る業務のうち、監査事務、会計事務及び予算の調製に関する事務（以下「会計事務等」という。）に携わった期間が通算して5年以上の者

(b) 土地改良区等の事業に係る業務の経験期間が通算して10年以上の者又は土地改良区等の事業に係る業務のうち会計事務等に携わった期間が通算して5年以上の者で、現在は土地改良区等の職員ではない者

(c) 国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務の経験期間が通算して10年以上の者又は国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務のうち会計事務等（検査事務を含む。）に携わった期間が通算して5年以上の者で、現在は国・地方公共団体の職員ではない者

(d) その他（a）、（b）及び（c）に掲げる者と同等以上の者として、公募団体が農村振興局長と協議して認めた者

b 受講・受験手続

受講・受験を希望する者は、「受講・受験申込書及び受講・受験票」（別紙様式第14号）に必要事項を記入・押印して、公募団体が定める期日までに、公募団体に提出するものとする。

(カ) 委員会の設置

a 公募団体は、農林水産省の関係職員、学識経験者等で構成する会計指導員育成研修運営委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

b 公募団体は、毎年度3回以上、委員会を開催する。

c 委員会の所掌事項は次に掲げる事項とする。

(a) 育成研修のカリキュラムに関する事

(b) 認定試験問題の作成に関する事

(c) 認定試験結果の審査に関する事

(d) 土地改良区等指導監査の手引に関する事

(e) その他必要事項

(キ) 認定を受けることができる者の決定

公募団体は、育成研修及び認定試験の結果について、委員会の審査を経た後、認定を受けることができる者を決定し、別紙様式第15号により農村振興局長に

報告するものとする。

(ク) 認定証の交付

農村振興局長は、(キ)の報告を受けた後速やかに、合格者に対し、認定証(別紙様式第16号)を交付するものとする。

(ケ) 地方連合会への届出等

(ク)の認定を受けた会計指導員は、速やかに、別紙様式第17号により、業務を行う都道府県の地方連合会にその旨を届け出るものとする。

(コ) 会計指導員等の活用の推進

地方農政局(北海道にあつては農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局)は、土地改良区等の財務管理強化に当たっては、会計指導員等を活用してこれが行われるよう、都道府県との連携を図るものとする。

(サ) 打合せ

公募団体は、会計指導員育成研修の実施に当たっては、農村振興局と十分協議の上、実施するものとする。

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

- a 会計指導員育成研修に関する事務の着手段階
- b 会計指導員育成研修実施段階
- c 認定試験の合格者の決定段階

(シ) その他

会計指導員育成研修の実施に関し必要な事項は、公募団体が別に定める。

(4) 換地関係異議紛争処理実務研修

2 地方連合会が行う研修・人材育成

(1) 技術実践向上研修

(2) 基幹水利施設保全管理技術向上研修

(3) 監査実務等向上研修

要綱第6の2の(3)の監査実務等向上研修は、土地改良区等の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、土地改良区等の役職員等に対し、おおむね次により実施するものとする。

ア 研修内容

(ア) 監査・内部点検実務

(イ) 非補助土地改良事業活用実務

(ウ) 取組事例紹介、実務演習等

イ 研修の期間は、1日程度とする。

ウ 地方連合会ごとに年1回程度開催する。

なお、研修実施に当たっては、地方農政局(北海道にあつては農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。)及び都道府県と協議の上、開催するものとする。

(4) 換地等技術向上研修

## 第6 特定被災土地改良区復興支援対策

## 第7 複式簿記導入促進対策

## 第8 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、土地改良区体制強化事業を実施する土地改良区又は地方連合会に対し指導を行うほか、必要に応じ地方連合会、関係市町村及び関係農業団体等に対

し協力を依頼するものとする。

## 第9 補助金交付決定前の着手

事業は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の補助金等の交付の決定（以下「補助金交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、事業主体は、あらかじめ、その理由を明記した別紙様式第31号に定める土地改良区体制強化事業補助金交付決定前着手届を都道府県知事（公募団体にあつては農村振興局長、第2の4の（1）又は（3）の事業を行う地方連合会にあつては地方農政局長等）に提出するものとする。この場合、都道府県知事は、当該交付決定前着手届を、速やかに地方農政局長に提出するものとする。

## 第10 実施結果の報告

- 1 要綱第12の1及び2のうち、要綱第3の施設・財務管理強化対策に関する報告は、別紙様式第32号によるものとし、要綱第4の2の受益農地管理強化対策及び要綱第6の2の（4）の換地等技術向上研修に関する報告は、別紙様式第33号によるものとし、要綱第5の統合整備強化対策に関する報告は、別紙様式第34号から別紙様式第38号までによるものとし、要綱第6の2の（3）の監査実務等向上研修に関する報告は、別紙様式第39号によるものとする。
- 2 要綱第12の1及び2のうち、要綱第6の2の（2）の基幹水利施設保全管理技術向上研修に関する報告は、別紙様式第40号によるものとする。
- 3 要綱第12の3に関する報告は、別紙様式第41号及び別紙様式第42号によるものとする。
- 4 要綱第12の4に関する報告は、別紙様式第43号から別紙様式第48号までによるものとする。

## 第11 その他

本事業における人件費の算定等にあつては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うものとする。

なお、本事業の実施に当たっては、平成22年1月15日付け21農振第1733号農林水産省農村振興局長通知に留意されたい。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則